

会社や個人事業主の納める税金を納める時期で分けると

1. 決算をして納める税金 法人税や個人所得税など
2. 毎年納める税金 源泉所得税や預かり住民税、固定・償却資産税、自動車税など。
3. そのつど納める税金 印紙税や各取得税、輸入関税など

に分けられます。

源泉所得税、預かり住民税は厳密には預かっているだけなので、会社や個人事業主の費用ではありませんが、「税」と名前がついて、お金も出ていってしまうので一緒に扱います。

1. 決算をして納める税金

法人の場合

会社は決算申告書を3ヶ所に提出します。もうかっていれば3ヶ所に税金を納めます。



法人税

法人税はもうかった額に応じて税額がきまります。納付書に税額を記入して国（税務署）へ納付します。

法人 都道府県民税 法人事業税

都道府県民税は、国に納める税金の額に応じて税額が決まります。事業税は、もうかった額に応じて税額がきまります。

申告書を都道府県に提出し、納付書に税額を記入して納付します。

法人市町村税

市町村税も国に納める税金の額に応じて税額が決まります。

法人は申告書を都道府県に提出し、納付書に税額を記入して納付します。

法人税のイメージ図

| | | | |
|--|----------------|-----------------------|----------------------|
| $\frac{\text{売上} - \text{費用}}{\text{利益}} \times \text{税率} = \text{国税}$ | 国(税務署) | 都道府県 | 市区町村 |
| | 法人税 [国税] | 法人都道府県民税 [国税] × 税率 | 法人市区町村税 [国税] × 税率 |
| | | 法人事業税 [利益] × 税率 | |
| | | 所場代(均等割) | 所場代(均等割) |
| | 国に納める 納付消費税 | 国から地方へ → 地方消費税 | もうかっていないなくても 必ず納付 |

！もうかっている

決算をしてもうかっているも、それまでの赤字の持ち越し具合によって、税金を納めなくてもいいときがあります。

国に納める税金がないとそれにつながる地方税もないことになります。

！もうかっていない

決算をしてもうかっていないでも、もうかっているも国税がない場合(参照)でも、都道府県と市町村へ所場代(均等割：きんとうわり)を納めないといけません。

その額は都道府県、市町村によって、また法人の場合は資本金の額や従業員の人数で変わります。

ちなみに、よくあるのは

大阪府 2万円
大阪市 5万円

消費税・地方消費税(課税業者)

商売をしていてお客さんからいただいている消費税から、支払った消費税を引いて預かっている消費税が多ければその差額を納付します。

税額を納付書に記入して国(税務署)へ納付します。地方へは国から渡されます。

$$\text{お客さんからいただいている消費税} - \text{支払った消費税} = \text{納める消費税}$$
 (主に売上金額と一緒にいただく) (主に費用と一緒に支払い)

！もうかっていない

費用の中には消費税のかかっていない給料や保険料、租税公課などが含まれているので、決算をしてもうかっていないでも、消費税を納めないといけないうのがほとんどの場合です。

申告や納税が遅れるとペナルティ(附帯税)があります！！

納税が遅れた場合は **延滞税**

さまざま税にはそれぞれ申告期限と税金の納付期限があります。そのうち納付期限をすぎても納付しなかった場合には、法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じた延滞税がかかります。

国税の場合・・・延滞税 地方税の場合・・・延滞金

主な税金の法定納期限（原則）

法人税：事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内 申告所得税：3月15日

消費税（法人）：課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内 消費税（個人）：3月31日

申告をしなかった場合は **無申告加算税と延滞税**

期限までに必要な確定申告を行わなかった場合に課せられる税金。自ら申し出た場合と税務署から催促された場合とでは税率が異なります。もちろん法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じた延滞税もかかります。

国税の場合・・・無申告加算税・延滞税 地方税の場合・・・無申告加算金・延滞金

申告を修正した場合は **過少申告加算税と延滞税**

申告期限内に提出した申告書の金額が少なかったときに、増えた税額に対し10%（期限内申告税額または50万円のいずれか多い額を超える部分については15%）の税率で追加課税されます。間違いに気づき自ら申し出た場合は適用されませんが、延滞税はかかります。

国税の場合・・・過小申告加算税・延滞税 地方税の場合・・・過小申告加算金・延滞金

税務調査をうけて悪質と判断された場合は **重加算税と延滞税**

過少申告加算税・無申告加算税が課される場合において、これらの事実を隠したりウソをいった場合に追加で課される税。過少申告加算税・無申告加算税に代えて税率の高い重加算税が課せられます。もちろん延滞税もかかります。

国税の場合・・・重加算税・延滞税 地方税の場合・・・重加算金・延滞金

附帯税(地方は附帯金)も税金を計算するさいの損金にはなりません

参考 社会保険の延滞金

社会保険（医療保険・年金保険・雇用保険・労災保険）にも延滞金の制度があります。「督促状」に記載された納付期限までに納めないと、年14.6%の割合で延滞金が徴収されることになります。

法人税、および所得税において、この延滞金は必要経費（損金）になります。

税金とは違う！